

別紙 2 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業に係る留意事項

1 専門員の配置について

専門員を配置できる養成施設は、県が指定する介護福祉士養成施設とし、専門員は、新たに雇用されるものに限定されず、養成施設の判断により既存職員を充てることも可とする。

ただし、既存職員を本事業の専門員として配置する場合は、養成施設の職員として実施する通常業務と本事業に係る業務について、人件費等の経費を明確に区分すること。

(1) 専門員が行う業務

専門員は、次の事業のいずれかについて、一か月当たり合計 3 回以上実施すること。このため、専門員の人件費については、一か月単位で計上すること。

- ①小中学校や高校を中心に、介護に関する教育機関として、介護の専門性や意義などを伝達するための出前講座等
- ②高校及びその生徒を対象とした、学校内や外部会場で実施する養成施設への入学促進のための訪問・説明会や進路相談等
- ③在籍する留学生を対象とした、日本語学習支援や地域との交流を通じた日本文化の学習等の課外授業

(2) 公募時の必要書類

公募時チェックリストの「2. 提出書類」において「その他参考となる書類」として提出を求める書類は、以下のとおり。

ア 「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業（専門員配置版）事業計画書」（別紙 2 関係様式）

(3) 実績報告時の必要書類

事業完了時チェックリストの「2. 提出書類」において「その他参考となる書類」として提出を求める書類は、以下のとおり。

ア 「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業（専門員配置版）事業実績書」（別紙 2 関係様式）

イ 専門員の一か月毎の活動記録（任意様式）